



大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために ～～～ 相続・贈与を考えてみませんか ～～～

相続財産

- + 相続財産は、預貯金、不動産、株式・投資信託などの有価証券、ゴルフ会員権、自動車、家財などで被相続人が亡くなった日に保有している財産をいいます。
- + 相続財産のほかに実質的に、財産を相続したと同じ経済効果があるものが含まれ、これを「みなし相続財産」といいます。亡くなった後に支払われる生命保険金や会社からの退職金などが該当します。
- + 相続時に住宅ローン等の債務がある場合は、相続財産から控除されます。公租公課や葬式費用なども含まれます。「債務控除といわれています。」
なお、香典返れい費用など葬式費用に含まれないものもありますので注意しましょう。
- + お墓、神棚、仏壇、神具などの祭祀のための財産は相続財産に含まれません。

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。